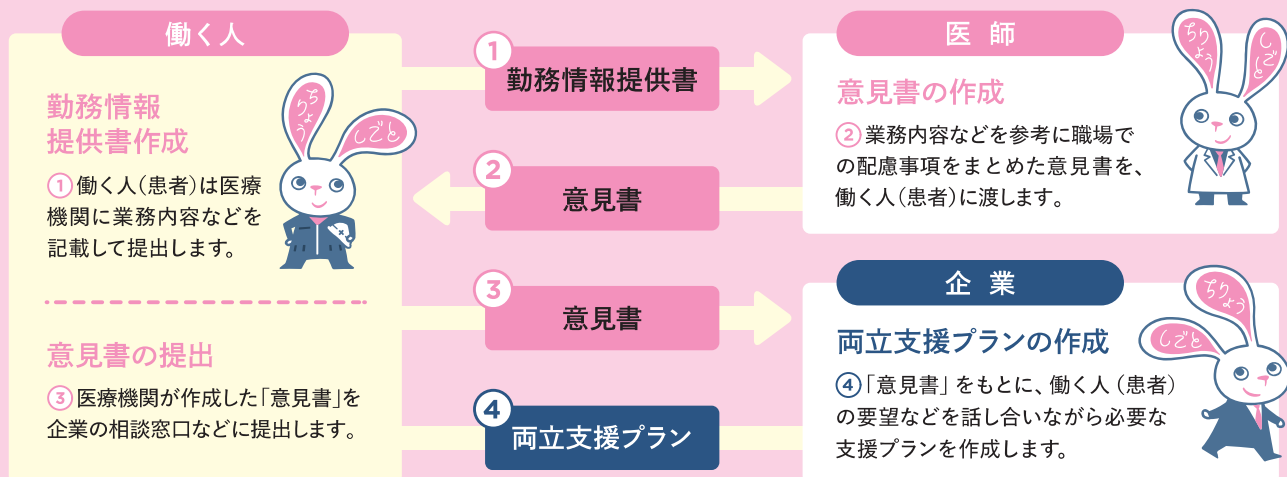


両立支援の検討は
働く人の申出から
スタートします

両立支援における医療機関と企業のやりとり



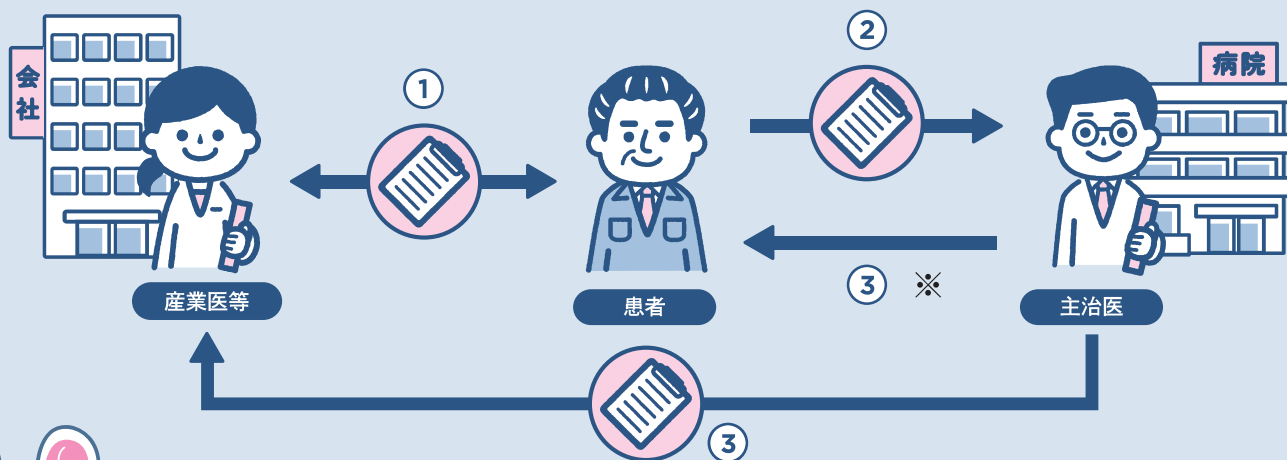
都道府県ごとにある産業保健総合支援センターをご活用ください。
専門の相談員が「治療と仕事の両立支援」をお手伝いします。

療養・就労両立支援指導料

次の①～③で治療と仕事の両立支援を進めた場合、保険適用になります。

- ①企業の担当窓口とも相談しながら勤務情報を記載した文書(勤務情報提供書)を作成
 - ②勤務情報提供書を主治医に渡す
 - ③勤務情報提供書の内容を踏まえ、主治医が患者への療養上の指導とともに、企業の産業医等に治療と仕事の両立に必要な情報提供を行う(意見書など)
- ※その後、経過に応じて、仕事の状況を考慮して療養上の指導を実施(3か月を限度として月1回限り)

対象疾患 がん、脳卒中、肝疾患、指定難病(2020年4月現在)



ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

お問い合わせ

「治療と職業生活の両立支援広報事業」事務局
E-mail: info@chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

治療 両立ナビ 検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare